

インドシナ介入をめぐる米英政策対立

——冷戦政策の比較研究試論——

田 中 孝 彦

一 はじめに——「冷戦史再検討の開始」
としての「冷戦の終焉」

一九八〇年代末から一九九〇年代初頭にかけてのいわゆる「冷戦の終焉」と呼ばれる国際政治変動は、国際政治史研究にも一つの重要な衝撃を与えたといつてよい。

「冷戦の終焉」は、第二次世界大戦後四〇年以上にわたり存続してきた「冷戦」という国際政治秩序の終焉を意味すると広く認識され、冷戦後の国際政治秩序の実態をどう把握するかという重要な問題を提起することとなった。この問題についての検討は、冷戦とは何であったのかという問題の検討なしには試み得ない。なぜならば、「冷戦の終焉」とは「何の終焉であったのか」を問うこ

とが、冷戦後の国際政治を把握するうえで、必要不可欠だからである。この意味で、「冷戦の終焉」とは、「冷戦史再検討の開始」であるといつても過言ではない。

「何の終焉であったのか」という問題に対する解答の試みは、すでに何人かの理論家や、歴史家によって試みられてきた。ジョン・ルイス・ギャディス (John Lewis Gaddis) は、『長い平和』を、冷戦の終焉直前に出版した¹⁾。紙幅の都合上、詳しい紹介は避けるが、この書において、ギャディスが主張したことは、次の様に要約できよう。すなわち、冷戦期においては、米ソ両超大国は、圧倒的な軍力をもって相互に対峙していたが、実際には、第三次世界大戦の引き金をひくという行為に自らが陥ることを自制しあっていた。この自製の論理の

結果、第二次世界大戦後の四〇年以上にわたって、大戦間の大戦争は回避され、二十世紀においては、他に見られないほど長期的な「平和」が、維持されたといえるのである。

同様の見解は、何人かの理論家によっても提示されている。たとえば、ジョン・ミアシャイマー(John Mears-chamer)は、やはり冷戦期を、米ソ両超大国を盟主とする二大陣営間の核の均衡が存在していたことを重要な要因とする「安定」の時代と意義づけ⁽²⁾る。

これらの見解には、次のような共通の特色があるといえよう。それは、彼らが、「冷戦」をすぐれて「米ソ冷戦」と捉えていることである。米ソ間の冷戦が、世界戦争にいたらなかったのもっとも重要な原因として、表現はどうあれ、米ソ両超大国が世界戦争を回避すべく相互を、そして自らを抑制していたからであるとされる。ここで注目すべきは、「冷戦」というグローバルなそして構造的な軍事的政治的事象が、米ソ両超大国間の力関係と、米ソ両国の政策決定エリートの認識の複合物として矮小化されていることであろう。そこには、例えばアメリカよりも早くから西ヨーロッパ諸国が、独自のデータント外

交を試み、また東西間の経済的交流などを通じて、相互依存的状況を構築しつつあったことが、東西冷戦の安定化の要素となっていた可能性⁽³⁾について、検証を試みようとする態度すら見られない。いわば、冷戦の対立の諸相も冷戦の安定の諸相も、米ソ両超大国、さらにいえばアメリカの認識と行動によって産み出されていたという、一種パロキアルな分析態度が、ここには、見え隠れしているといえる。

はたして、このような冷戦史分析は、妥当であろうか。この設問に対する解答は、恐らく、次の少なくとも二つの方法を通じて試みられる必要がある。第一に、冷戦という第二次世界大戦後の四〇年余にわたる歴史的事象を、より長期的な国際政治の歴史的文脈の中に位置付けることである。このような視点から見るとき、冷戦とは、必ずしも国際政治がグローバルに米ソ両超大国によって設定された単一のルールに支配されていたのではなく、冷戦以前の歴史的過程の中で生成されて来た不均質な行動ルールや国際政治認識を内包しており、それらが単に冷戦のルールに飲み込まれていたのではなく、むしろ冷戦構造を突き崩すダイナミズムとして作用してい

たとの仮説を立てることが可能なのではないか。⁽⁴⁾

第二に、「比較」の視点を一つの主座にすえることである。これが、第一の方法の前提的作業となることは、いうまでもない。より具体的には、たとえば、日本やイギリスといった西側同盟諸国の冷戦期における外交行動を、単にアメリカからの圧力に対する客体と捉えたり、アメリカの政策決定過程における環境変数と捉えるのではなく、アメリカの対外行動様式やアメリカ政治外交エリートとの国際政治認識とそれらの同盟諸国の行動様式や国際政治認識との異同性が冷戦構造の史的展開過程にとって重要な規定要因となっていたとの仮説をたてることである。この際、明らかに変わった異同性を単にパワーや利益認識の異同性として片付けるのではなく、それぞれのアクターの外交的伝統や歴史的経験、そしてさらには、国内政治体制の差異や文化的差異にまで踏み込んで分析を試みる必要があるといえよう。

本稿は、以上に述べた視点からの冷戦史再検討の部分的な試みを目的とする。もとより、本稿は第一次接近の域を出るものではなく、取り扱う事例も後述のように部分的なものにすぎない。また、「比較」という作業に

不可欠な、比較の視点設定作業も依然として不十分である。その意味で、本稿は、今後の分析の進展のための、基礎的な作業であることを断っておく。

二 冷戦と米英関係

冷戦期における米英関係の重要性は、一九八〇年代になって、ようやく冷戦史研究者によって認識され始めた。特に、冷戦の起源における米英関係については、貴重な先行業績が存在する。冷戦の展開期ともいえる一九五〇年代初頭については、例えば、サンフランシスコ講和条約の形成過程を米英関係に焦点をすえて分析した細谷千博教授の業績などが存在する。また、一九五〇年代中葉については、例えばジョン・ヤング (John W. Young) が、一九五五年のジュネーブ四巨頭会談開催へ向けて、イギリスの政策形成過程について、分析を試みている。⁽⁵⁾

これらの先行業績を通観したとき、冷戦初期における米英関係の展開には、大きくいって次のような特色が存在していたといえる。第一に、アメリカ政府の外交政策が、イギリス政府の外交政策の重要な影響の下に形成され遂行されていたことである。このことは、単にアメリカ

カ政府が自己の冷戦政策を策定する際に、イギリス政府の見解を周辺の環境要因として、考慮していたといふことを示すものではない。むしろ、イギリス政府の見解や態度は、アメリカ政府の冷戦外交政策の体系自体に改変を要請する影響力を持っていたのではないのか。

第二に、冷戦初期の米英関係は、西側同盟諸国としての協調的關係を基調としていたものの、時に冷戦政策の根幹にかかわる問題について、極めて先鋭な対立や政策的相違をしばしば見せた。一例を挙げれば、一九四九年の中華人民共和国の成立に際して、イギリスは、早くも翌年一月にはこれを承認した。一方、アメリカ政府は、一九七〇年代に至るまで、中華人民共和国の承認を拒否しつづけたことは、よく知られている。そして、このような相違を背景として、対日講和条約の作成に際し、いわゆる「中国問題」をめぐって、米英両政府間には、極めて重大な対立が展開した。⁽⁶⁾

すでに述べたように、従来の研究においては、例外はあるものの、冷戦は米ソ二極体制として矮小化されてきた。しかし、西側同盟陣営の中でのもっとも重要なパートナーであり、かつ「特殊関係」(special relationship)

と呼ばれる緊密な協調関係にあると見られて来た米英両国の間に、冷戦の最も重要な要素の一つである「友敵認識」をめぐる対立ともいえる上述のような事例が生じたことは、重要であるといわねばならない。なぜなら、矮小化された冷戦分析の妥当性にたいして、鋭い疑義を提起する事例を、冷戦初期の米英関係は、内包していたといえるからである。

本稿では、このような認識のもとに、一九五四年のインドシナ戦争の終結過程をめぐる米英関係を分析対象として取り上げ、両国政府の外交政策の相違と対立について、比較分析を試みる。⁽⁷⁾特にインドシナ戦争の終結過程を分析の事例として取り上げる理由は、大きくいって次の二つである。

その第一は、一九五〇年代中葉の冷戦状況の特色にかかわるものである。一九五三年三月五日のスターリン・ソ連首相 (Joseph Stalin) の死去とその後の朝鮮戦争停戦へ向けてのソ連外交の柔軟化等を重要な契機として、一九五〇年代中葉には、「雪解け」と呼ばれる東西緊張緩和のムードが現れた。しかし、同時にこの時期米ソ両国は、熱核兵器の開発に成功し、核軍拡競争の熾烈化へ

と進みはじめ、またヨーロッパにおいては、西欧同盟 (Western European Union, WEU) とワルシャワ条約機構 (Warsaw Treaty Organization, WTO) の成立によって東西ヨーロッパ軍事同盟体制間の対立がさらに固定化した。いわば、一九五〇年代中葉の国際政治は、緊張緩和の潮流が出現したことは裏腹に、東西間の軍事的対立は、より構造化されるというアンビバレントな性格を表し始めていた。このような状況のなかで、「冷戦からの離脱か、冷戦の継続か」という二元論的選択を行うことは、不可能であったにせよ、各国は、緊張緩和の促進と冷戦的対立の継続とのどちらにより比重を置くべきかという選択を迫られたといつてよい。この時期の米英関係も、この比重のおき方にかかわる選択から、自由ではなかったといえよう。換言すれば、一九五〇年代中葉という上述のようなアンビバレンスの現れはじめた時期にあつては、英米両国政府間においても、冷戦にかかわる根本的な認識の相違が、より先鋭に出やすかつたといえる。

第二の理由は、第一の理由とも密接にかかわっている。インドシナ戦争の末期において、米英両国政府間にはイ

ンドシナ戦争への介入の是非をめぐって、明確な対立が現れた。後に詳述するので、ここでは簡略にのべるが、アメリカ政府は、インドシナ戦争におけるフランスの形勢が不利であることが明確化するにつれ、米英仏三国による共同軍事介入の実現を主張した。これに対し、イギリス政府は、インドシナにおける地域紛争の世界戦争への拡大にたいする強い懸念を一つの重要な背景として、共同軍事介入に強く反対し、その結果、アメリカの共同軍事介入構想は、挫折せざるを得なくなつた経緯がある。また、インドシナ戦争の終結を目的として、一九五四年四月から開催されたジュネーブ五ヶ国相会議において、イギリスはソ連と共同議長国となり、インドシナ戦争の終結に消極的なアメリカ政府とは対照的に、この戦争の終結に向けて、重要なイニシアチヴを發揮した。ここには、単に英米の個別的な利害対立に基づく、政策対立および相違だけではなく、英ソ間に一定の協調的關係が展開した。すなわち、イギリス政府の行動様式には、東西冷戦の一つの基調である硬直的イデオロギーの友敵構造とは、馴染まない性格が見られたといえるのではないか。以上にみたように、インドシナ戦争の終結過程をめぐ

る米英関係は、冷戦史の再検討という作業を行う上で、極めて重要と思われる要素を、明確な形で内包していたといつてよい。すなわち、冷戦を米ソ冷戦という局面に矮小化することの問題性をより明確に提示する事例であるといえよう。

それでは、インドシナ戦争の終結過程にかかわる米英対立は、具体的にどのような展開を見せたのか。次節で概観した上で、試論を試みたい。なお、紙幅に制限があり、ジュネーブ外相会議にまでわたる戦争終結過程全体について概観することは、不可能である。それゆえ、本稿では、戦争終結の成否を大きく左右したといえる、一九五四年三月末から四月末までの間、米英両国政府間でのインドシナ政策上の最も先鋭な対立点となった「統一行動案」(United Action)について特に焦点をあわせることとする。インドシナ戦争終結過程全体についてより詳細な実証的史的記述は、今後の別稿に譲らねばならない。

三 「統一行動案」をめぐる米英関係

(1) 米英両国政府のインドシナ政策

一九四六年末に民族解放戦争として、ホー・チ・ミンの率いる「ヴェトナム独立同盟」(Vietminh、以後ヴェトミンと記す)とフランスとの間に勃発したインドシナ戦争は、ヴェトミンが共産主義イデオロギーを標榜していた事実、中国内戦での共産主義勢力の勝利、そして朝鮮戦争の勃発などを重要な契機として、冷戦の文脈中に内包された地域紛争として、当時、広く認識されるにいたる。当初、圧倒的に有利な火器を保有するフランスの勝利が見込まれていたが、中ソからの支援を受けたヴェトミンの反撃によって、一九五〇年代に入ると、フランスの敗色が徐々に濃厚になっていく。

戦況の悪化は、フランス国内の厭戦気運を上昇せしめ、一九五三年六月には、あらたに首相に就任したジョゼフ・ラニエル(Joseph Laniel)が、就任後初の国民議会での演説で、交渉による戦争終結にむけて努力する旨を表明した。さらに、七月二七日の朝鮮休戦協定の調印は、中国によるインドシナ戦線介入の可能性を高めるものとみられ、また一二月には、ヴェトミン軍の新たな攻勢が始まったこともあいまって、フランス政府は、交渉によるインドシナ休戦へとより強く傾斜するにいたる。一

二月七日からパミュューダで開催された米英仏三国首脳会談(パミュューダ会議)に出席したジョルジュ・ビドー仏外相(George Bidault)は、米ソ英仏そして中国の参加による国際会議のような枠組が成立すれば、休戦交渉を前向きに考慮する用意があると発言した。⁽⁸⁾

フランスによるインドシナ戦争の継続の可能性が、確実に低下するなか、米英両国政府は、それぞれ自国のインドシナ政策の方針策定へと向かう。

一九五四年一月一六日、ドワイト・アイゼンハワー米大統領(Dwight D. Eisenhower)は、「東南アジアに関するアメリカ合衆国の行動指針」と題する国家安全保障会議政策文書 NSC5405 を正式に承認し、ここに、アメリカ政府のインドシナ政策についての包括的方針が成立した。NSC5405 には、インドシナ問題に関する当時のアメリカ政府において支配的な認識と方針が、明確に現れていたといつてよい。

第一に、いわゆる「ドミノ理論」の脅威認識が、そこには顕著に現れていた。それは、インドシナ戦争に西側が敗北した場合、インドシナの共産化は、アメリカにとってインドシナの喪失のみならず、全東南アジアの喪失、

さらには、日本および中東の喪失にまで連動するというマゾヒスティックとさえいえる過剰で観念的な脅威認識であった。

第二に、これもアメリカ政府の冷戦認識に深くかかわるものだが、共産主義勢力との交渉による問題解決に対する、強い忌避認識が表れていた。NSC5405 は、次のようにいう。すなわち、共産主義勢力は、「平和のための交渉を行うと主張しているが、それは、宣伝を目的とし、反共勢力の分断をねらうもの」であり、「いかなる政治的交渉も、いかなる協定も、それが合意に到達するものであれば、結局インドシナに対する自分達のコントロールを増大することになる」と信じているのである。そこには、交渉によるインドシナ戦争終結自体が、共産主義勢力にとっての得点となるのであり、ドミノ理論的認識に従えば、この得点は、究極的に全アジアにおける共産主義勢力の勝利を導くという心理が示されている。

従って、第三に、フランスによるインドシナにおける共産主義勢力との戦闘は、継続されなければならないこととなるのであり、事実、同政策文書は、その旨を述べ

ている。注意すべきは、まだ、この時期、アメリカ政府には、中国軍がインドシナに介入しない限り、米軍による介入は行う用意はなかったことである。しかも、この米軍による介入は、陸上軍ではなく海空軍によるものとされていた。また、その場合も、英仏との共同軍事介入と米軍による単独介入との二つの選択肢が提示されていた。このことは、アメリカ政府が何等かの形でフランスの戦争を支援し、フランスの勝利を導く努力をするもの、未だ米軍による軍事介入の段階には、インドシナ戦況は、いたっていないとの認識を示すものである。さらに、このような認識の背景には、軍事介入の前提になる中国軍の介入の可能性は、低いとの楽観論が存在していたことも、この文書は示している⁽⁹⁾。

このように、一月の時点でのアメリカ政府のインドシナ政策は、ドミノ理論的脅威認識と交渉への忌避認識を基礎として、フランスによるインドシナ継戦を支援するというものであり、中国の軍事介入があった場合には、英米仏三国軍事介入または単独介入を海空軍兵力によって行うというものだった。

一方、イギリス政府のインドシナ政策は、どのような

ものだったか。チャーチル保守党政権(Winston S. Churchill)のもとで外相を担当していたのは、アンソニー・イーデン(Anthony Eden)であった。イーデンは、時期の明確な特定はしていないものの、一九五四年初頭には、インドシナ政策の大枠を構想していたという。彼の回顧録によれば、この政策構想は、次の三つの柱からなっていた。

その第一は、インドシナ戦争の早期休戦を実現し休戦協定を一定の条件のもとで締結することであった⁽¹⁰⁾。イギリス外務省では、すでに遅くとも一九五三年の末には、フランスが独力でインドシナ戦争を継続することは、不可能であり、ヴェトミンとフランスの直接交渉による停戦という選択肢を、イギリス政府はとるべきであるという見解ももたれていたといわれる⁽¹¹⁾。フランス国内の厭戦気運が高い以上、これ以上の戦争継続は不可能であるとの見方をイーデンが持っても不思議ではない。

この年一月一二日に、ジョン・フォスター・ダレス米國務長官(John Foster Dulles)は、有名な「大量報復戦略」を発表したが、イーデン外相は、共産主義勢力のいかなる膨張に対しても核兵器を使用することによって

封じ込めを試みるという内容を持ったこの戦略に対して、強い危惧観をもち、インドシナ戦争にアメリカが軍事介入するのではないかと危惧をもったと、その回顧録で述べている。⁽¹²⁾ かりに、これが事実であるとすれば、インドシナ戦争の継続は、彼にとってアメリカの軍事介入の可能性を高めることを意味した。そして、アメリカの軍事介入があった場合、中国の軍事介入、そして中ソ友好同盟援助条約が発動し、第三次世界大戦が勃発するとの危惧がイギリス政府ではもたれていた。⁽¹³⁾ すでに熱核兵器の時代へと向かっていたこの時期、第三次世界大戦は、核戦争の勃発をすら意味していたのである。したがって、イギリス政府にとっては、インドシナ戦争の継続自体が、脅威の源泉として認識されつつあったといつてよい。

第二に、イーデンは、インドシナ停戦の条件として、ヴェトナムの分割を挙げていた。インドシナ戦争を冷戦の一環として認識していた点では、イギリス政府もアメリカ政府も同様であり、インドシナにおける共産主義勢力の伸長を封じ込めることは、イギリス政府の政策目標でもあった。しかし、同時にイーデンは、インドシナ戦争の特色のひとつは、戦線が不明確である点にあると考

え、共産主義勢力を封じ込める地理的防衛線が、確定される必要があるとみていた。⁽¹⁴⁾ いわば、共産主義勢力と自由主義勢力との間の境界線が設定されていない状況下で、封じ込めを試みれば、共産主義勢力をどこまでも押し戻さねばならなくなり、最終的に東西間の大規模な軍事衝突にまで、エスカレートする可能性があるといえ、イーデンは、これを恐れたといえよう。

さらに、インドシナ戦争にかかわる、イギリス政府にとっての具体的利害は、英領マラヤの共産化を阻止することにあつた。そのために、ヴェトナムを東西に分割し、南ヴェトナム地域を一種の暖衝地帯として確立することが、有効であるとも考えられていた。すなわち、イギリス政府にとって重要であつたのは、東南アジアの共産化を全面的に阻止することではなく、英領マラヤという特定地域の共産化を阻止することであつたという点で、アメリカ政府がドミノ理論においてみせたような、観念的な脅威認識ではなく、実際の具体的な脅威認識をイギリス政府は持っていたといえよう。それゆえ、ヴェトナムの南北分割という方針が、提出される余地があつたといえる。

イギリス政府のインドシナ政策を構成していた第三の要素は、ヴェトナム分割によって設定された東西の境界線を維持する為の集団防衛システムを、インドをはじめとする英連邦諸国とアメリカの参加を得て、構築することであった。

これら三つの要素を総合すれば、当時のイギリスのインドシナ政策は、交渉による停戦を実現し、ヴェトナム分割によって封じ込めの境界線を確定した上で、東南アジアにおける集団防衛体制の構築によって、共産主義勢力の伸長を阻止することを基調としたものだったといえる。

米英両国政府のインドシナ政策を比較すれば、その相違は明らかであろう。すなわち、アメリカ政府が、交渉による休戦という選択肢を排除し、フランスに対する支援を通じて、戦争継続をすすめるという方針をとっていたのに対し、イギリス政府は、インドシナ戦争が東西間の全面戦争にエスカレートすることを危惧し、インドシナ停戦によって一種の安定条件を構築したうえで、それを固定化することをねらったといえる。いわば、現状を承認しその安定化を目指す政策をイギリス政府は、志向

していたのに対し、アメリカ政府は、冷戦遂行上自らにとって不利な現状を承認することを拒否し、現状の変更を志向していたといえよう。

(2) アメリカの単独不介入決定と「統一行動案」

上述のような、米英間のインドシナ政策の包括的方針をめぐる対立は、インドシナ戦況の変化によって、実際の両国間の外交関係における対立として尖鋭化する。ヴェトナム軍はさらにフランス軍を圧迫しつづけ、ついに三月一三日、インドシナ戦争におけるフランス国内世論およびフランス軍の士気にとっての心理的支柱でもあった、ディエン・ビエン・フー要塞を包囲するにいたった。ここに、ディエン・ビエン・フーが陥落すれば、フランスによるインドシナ戦争の継続は、ほとんど不可能になるという状況が、出現した。

すでに、米英仏ソの四国外相は、一月二五日から二月一四日までベルリンで会談し、インドシナ戦争の交渉による終結にむけて、同年四月から中国の参加を得た国際会議をジュネーヴで開催することに合意していた。しかし、インドシナ戦線での危機に直面し、また来るべきジ

ニューグ会議においてできる限り自国に有利な休戦協定を締結することを希望するフランス政府にとって緊急の課題となったのは、アメリカ軍の大規模な軍事的支援を取り付けることであった。三月二〇日に、フランス政府は、ポール・エリイ軍参謀総長 (Paul Ely) をワシントンに派遣し、アメリカ空軍の B29 爆撃機の対仏供与と、中国の軍事介入が行われた場合のアメリカ空軍自身による武力介入を要請した。⁽¹⁵⁾

ディエン・ビエン・フーの危機と、フランス政府の支援要請は、アメリカ政府内部の対立を表面化した。この対立とは、インドシナ戦争への米軍による単独軍事介入方針と、他の形でのフランス救済方針との対立であった。すでに一月八日に開催された第一七九回 NSC 会議において、アーサー・ラドフォード統合参謀本部議長 (Arthur Radford) は、フランス軍を危機から救出するために、アメリカ政府は、あらゆることを試みるべきであると主張し、具体的には、アメリカ海軍が空母を派遣し、空軍兵力による軍事介入を行うことを示唆していた。⁽¹⁶⁾ ラドフォードによるこのような主張は、結局政府内部の確定的な支持を受けるにはいたらなかったことは、

NSC 5405 の内容からも明確である。しかし、上述のエリイ参謀長の要請に対しても、ラドフォードは積極的なアメリカの支援を強調した。⁽¹⁷⁾ ディエン・ビエン・フー危機を契機として、ラドフォードのような、単独軍事介入派の主張が浮上して来たと推測できる。

一方、単独軍事介入論に批判的であったのは、ダレス國務長官であった。ダレスは、エリイ参謀総長の訪米後、三月二九日に、海外記者クラブの記者会見で、次のように述べた。すなわち、アメリカは、共産主義政治体制が東南アジア諸国に押し付けられるような可能性を「受動的に受け入れるべきではなく、統一行動 (united action) によって対処するべきである」というのである。⁽¹⁸⁾ この声明では、「統一行動」の具体的内容は、不明確であったが、その具体的内容がいかなるものであったにせよ、「統一行動案」が、ラドフォードのような単独軍事介入論とは対照的に、関係諸国との共同行動をダレスが主張していることは、明らかであった。

このような、政府内部の分裂を解消し、アメリカ政府に単独軍事介入を断念させた最も重要な要因は、議会指導者による単独軍事介入反対論だった。四月三日、ダレ

ストとラドフォードは当時、議会指導者八名と会談し、「大統領が必要とみなしたときに、空軍および海軍の利用が可能となるよう」議会の支持を要請した。これに対し上院の院内総務であったウィリアム・ノーランド上院議員は、米軍のインドシナへの軍事介入の前提条件として、西側同盟諸国との共同介入であるべき旨を伝えたのである。⁽¹⁹⁾これは、単独軍事介入にたいする明白な拒否の態度であった。

この議会の態度の明確化を受けて、四月六日のNSC会議では、軍事介入は、米英仏三国による共同介入でなければならぬことで合意が達成された。さらに、この共同軍事介入も即時に行われるのではなく、軍事介入を行うかどうかの決定は延期し、かわりに、ジュネーブ会議の開催以前に、米英仏豪、ニュージールランド、フィリピン、タイによる地域的防衛集団を、イギリスの同意を取り付けて構築することが、政府の方針として採用された。⁽²⁰⁾このような決定は、実は、ダレスの「統一行動案」をアメリカ政府が基本的に採用したことを意味していた。

ただし、軍事介入の是非についての決定が延期された

ことは、このNSCの決定が、ラドフォードの主張とダレスの主張との妥協の産物としての側面を持っていることを意味した。なぜなら、ダレスは、もともと「統一行動」を軍事行動としてではなく、実際の軍事行動を不要にするような地域的安全保障システムの構築として考慮していたからである。⁽²¹⁾従って、共同軍事介入のオプションが依然として排除されていないNSCの合意は、ラドフォードの主張する単独軍事介入案のうち、「軍事介入」という選択肢のみを残したものだといえよう。

ダレスの「統一行動案」がこのように軍事介入としての意味合いの薄いものであったにもかかわらず、イギリス政府の「統一行動案」に対する態度は、厳しいものであった。すでに述べたように、イギリス政府のインドシナ政策の最も重要な要素は、交渉によるインドシナ戦争の早期停戦の実現にあった。一方、「統一行動案」は、フランスによるインドシナ戦争の継続を前提としており、この継続努力を、イギリス政府も参加した地域的防衛システムの構築によって、支援することがねらいであった。従って、「停戦か継戦か」という論点において、米英両国は、相互に相容れなかったのである。イーデン外相は、

早くも四月一日にロジャー・メイキンス駐米英大使 (Roger Makins) に対して、公電をおくり、アメリカの単独介入論が後退したことを評価しつつも、依然としてアメリカ政府が、フランスによる戦争継続を前提とした政策に固執していることを強く批判した。そしてイギリス政府の方針は、ジュネーヴ会議において、インドシナ共産主義勢力との妥協点を見つけることであると、主張した。翌日、メイキンスはダレスと会談し、すでに述べたイギリス政府のインドシナ政策の全体図をダレスに伝え、イギリス政府は、インドシナ戦争の早期停戦をヴェトナム分割という条件に基づいて実現し、そして軍事行動へは参加しないと主張した。⁽²²⁾

ここに、米英両国政府のインドシナ政策における相違が、表面化した。このようなイギリス政府の政策に対して、アイゼンハワー大統領は、四月四日、自らチャーチル首相にたいして書簡を送り、「統一行動」へのイギリスの支持を要請した。アイゼンハワーは、この書簡の中で、「統一行動」は、暫定的な政治的集団の結成を目的としたものであると述べていた。⁽²³⁾ これに対して、チャーチルは、四月七日、イギリス政府は、「統一行動」への

参加に熱心ではない旨を返信した。しかし、イギリス政府は、「統一行動」についてさらに審議する用意があることを伝え、ダレスの訪英を要請した。⁽²⁴⁾

(3) 「統一行動案」と「米英仏共同軍事介入案」の挫折
このイギリス政府の要請を受けて、ダレスは、四月一日から一三日まで、イーデンとの会談をもつ。この米英外相会談を控えて、四月七日にイーデンからイギリスの政策方針の検討を要請されたタホルディン東南アジア部長 (Tahourdin)⁽²⁵⁾ は、四月九日政策文書を作成する。そこには、大きくいって、次の四点が示されていた。第一に、イギリス政府は、「統一行動案」に反対であること、第二に、インドシナに対する共同軍事介入は、第三次世界大戦に発展する可能性が高いこと、そして第三には、インドシナ戦争を早期に停戦へと導き、その結果を保障するために、ジュネーヴ会議の後、恒久的な東南アジア集団防衛体制を構築すべきことが提示されていた。最後に、インドシナ停戦は、ヴェトナムの南北分割を条件とすることが示されていた。⁽²⁶⁾ すなわち、イギリス政府は、ジュネーヴ会議の開催以前には、軍事介入はもちろ

んのこと、暫定的な政治的グループにも参加する意図の無いことを、アメリカ政府に伝えることが、決定されたのである。

一日からのダレスとの会談で、イーデンは、終始この政策方針を堅持する。一方、ダレスもまた、四月六日のNSC決定に基づき、暫定的な集団防衛体制のジュネーヴ会議前の実現を主張し、NATO型の恒久的集団防衛体制の構築を主張するイーデンに対して、真っ向から対立した。また、イーデンはこの集団防衛体制にインドの参加が不可欠であることを主張したが、冷戦においては中立の立場をとること自体が非道徳的であるとみなすダレスは、非同盟政策をとるインドの参加を受け入れるはずもなく、結局両者に歩み寄りは見られなかった。⁽²⁷⁾

このように、米英外相会談は、まったくの不調に終わったが、西側陣営の足並みの乱れを、露わにすることは、ジュネーヴ会議の成功による停戦を望むイギリス側にとっても、「統一行動」の実現になお固執するアメリカ側にとっても、得策ではなく、一三日には、米英共同声明が発表されて、外相会談は終わる。この共同声明は、米英両国がともにインドシナ情勢にたいして懸念を持って

いることを表明し、さらに両国政府が東南アジア防衛体制構築の可能性について、今後研究することに合意したと述べていたが、それは、米英両国政府間に存在していた実際の懸隔を、糊塗するための空虚な文言でしかなかったのである。

その後、四月下旬にいたるまで、米英両国政府間の懸隔は、狭められることはなかったが、再び、インドシナ戦況の変化が、米英対立の位相を転換させた。四月二三日、パリでのNATO理事会の夕食会の席上、ビドー外相は、インドシナ戦況について発言し、七十二時間以内に、空軍兵力の支援を得られなければ、ディエン・ビエン・フーは陥落すると述べた。⁽²⁸⁾

すでに述べたように、アメリカ政府は、四月六日のNSC会議において、共同軍事介入を行うかどうかについての決定は、延期することを決定していた。しかし、ディエン・ビエン・フー陥落が時間の問題となったこの時点で、アメリカ政府の意向は、即時軍事介入に消極的な「統一行動案」から、米英仏による即時共同軍事介入へと急速な転換を見せてゆく。

四月二四日、ダレスは、ラドフォードを伴ってイーデ

ンと会談する。この会談の目的は、イギリス政府の共同軍事介入への支持を取り付けることにあった。この会談におけるアメリカ側の主役は、ダレスではなくラドフォードだった。彼は、イーデンにインドシナにおいて以下にフランス軍が苦境に立たされているかを説明し、ディエン・ビエン・フーの陥落は、英領マラヤの安全保障にとっても重大な意味を持つと主張した。そして、中国沿岸の封鎖などを含む米英による共同軍事介入の実行を提案し、そのために香港とマラヤの英空軍の派遣を要望した。⁽³⁰⁾

しかし、イーデンは、従来の立場をまったく崩さなかった。彼は、共同軍事介入への参加を拒否し、その理由として、このような軍事介入は中国とソ連を刺激し、戦争の拡大を惹起する可能性が高いことを挙げ、また海空軍兵力のみによる介入では、フランス軍を救済することはできず、陸上兵力の投入は必然的であり、その結果、戦争の泥沼化が予想されるとした。さらに、その場合、インドシナ戦争は、共産主義勢力との戦いではなく、「大国」対「民族主義者」の戦争という様相を呈するこ

ととなると、警告した。⁽³¹⁾ 加えて、すでに英領マラヤにお

ける共産主義勢力との戦いは、すでに最終段階に入っており、イギリス政府は、共産主義勢力の鎮圧にはば成功して、⁽³²⁾ それゆえ、ラドフォードの主張は、イーデンに対して説得力を持ち得なかった。結局、この三者会談で、米英双方の主張は、平行線をたどり、共同軍事介入案は、頓挫する。

ジュネーブ会議の開催を二日後に、そしてインドシナ問題についての討議開始を二週間後に控えて、イーデンは、イギリス政府の最終決定を、アメリカ側に伝える必要を感じた。⁽³³⁾ そこで、彼は、アメリカの共同軍事介入案をロンドンに持ち帰り、閣議でこの問題を審議することとした。チャーチル首相は、周知のように、すでに一九五一年に政権に返り咲いて以来、東西首脳会談の提唱を通じて、東西緊張緩和を外交政策の中心にすえていた。⁽³⁴⁾ このような背景もあって、「統一行動案」および「共同軍事介入案」を拒否するイーデンの立場は、閣議でも全会一致で承認され、翌二五日、閣議におけるインドシナ政策の原則についての決定が八項目にわたって発表された。⁽³⁵⁾

この「八項目」を要約すれば、イギリス政府は、ジュ

ネーヴ会議の開催に先立って、インドシナでの軍事行動に参加しないが、フランスがジュネーヴ会議において名譽ある戦争終結を得るために、可能な限りの外交的支援をフランス代表に与え、また、戦争終結後が達成されれば、戦後の状況を維持するために東南アジア防衛体制の設立に努力してそれに参加する、というものであった。⁽³⁶⁾

これは、一九五四年初頭以来の、イギリス政府のインドシナ政策を再確認したものにすぎず、結局イギリス政府は、政策上の一貫性を押し通したといえる。

この「八項目」は、その日のうちにダレスに提示された。もともと即時共同軍事介入にたいして消極的であったダレスは、「私自身、航空兵力による即時介入については、幾つかの留保を持っている」とのべ、「軍事行動をとるとしても、その軍事行動にとって適切で健全な政治的基盤がなければ」ならないとのべて、再び、「統一行動案」へのイギリスの支持を要請した。⁽³⁷⁾一方、軍事介入への志向性の強いラドフォードは、イギリス政府および恐らくダレスに対する反撃を試みる。四月二六日、彼は、ロンドンでチャーチル首相と会談し、再び、共同軍事介入を主張した。しかし、チャーチルは、軍事行動へ

のイギリスの参加を強く拒否し、またイギリスにとっては、マラヤが防衛できさえすればよいのであり、また軍事介入は、世界大戦を誘発するとのべ、米英ソの首脳会談開催という持説を持ち出して、ラドフォードの要求を斥けた。⁽³⁸⁾さらにチャーチルは、二七日、下院で演説し、現時点でディエン・ビエン・フーの危機に過剰反応することによって、ジュネーヴ会議を成功に導くはずである「世界調和の意識」(the sense of world proportion)を損ねてはならないと述べた。⁽³⁹⁾いわばチャーチルにとって、インドシナ戦争の早期終結の成否は、彼の悲願ともいえた東西首脳会談開催の成否を左右するものであった。その意味で、彼は、ジュネーヴ会議の成果を損なう可能性のあるいかなるものも、阻止する意図を持っていたといえよう。

この、チャーチルの下院での演説は、「統一行動案」と「共同軍事介入案」に対するいわばレクイエムであった。四月二九日、アメリカ政府は、第一九四回NSC会談を開催し、インドシナ情勢についての再検討と、今後の行動計画の策定を試みた。重要な事実は、この作業の結果作成されたNSC Action No. 1104には、依然と

して「ジュネーヴ会議の進展を待たずに……英仏およびフランス連合諸国、そしてこの地域におけるその他の関係諸国を含む地域的集団を……設立する」方針には、言及がなされていたものの、即時共同軍事介入というオプションは、はずされていたことである。この会議の後、アイゼンハワーは、ジェームズ・ハガティ大統領報道官に「NSC会議は、論争的だった。しかし、当分の間、ジュネーヴ会議の進展の様子を観察するまでは、インドシナにおけるいかなる軍事行動も放棄するという決定が下された」と述べた。⁽⁴⁾

「統一行動案」もまた、ジュネーヴ会議におけるインドシナ問題の審議開始までに実現することは、イギリスの支持が容易に得られない以上、日程的に不可能となっていた。ジュネーヴ会議以前に暫定的な地域的集団を設立し、ジュネーヴ会議自体の重要性を相対的に減殺することを目的とした「統一行動案」は、「共同軍事介入案」と同様、イギリス政府の反対によって、挫折したといえよう。

四 むすびにかえて

以上、紙幅の制限と研究が依然として発展途上にあるために、極めて不十分な素描しか試みられなかったが、ここで、研究の現段階において、「統一行動案」をめぐる米英間の政策対立の特色および原因について、特に冷戦にたいする両国の対応の相違に焦点をあわせて、整理と仮説の提示を試みたい。

「統一行動案」および「共同軍事介入案」というアメリカ政府の政策は、イギリス政府の反対を最も重要な原因の一つとして、挫折をみるようになった。英領マラヤや英連邦諸国を東南アジア地域周辺に多く持つイギリスにとって、決してインドシナ戦争は、対岸の火事ではなかった。にもかかわらず、イギリス政府がアメリカ政府の政策を拒否しつづけた背景には、単なる具体的な利益認識の衝突ではなく、もっと大局的な認識の相違が存在していたといえるのではないか。かりに、そうだとすれば、一体どのような認識の相違が存在したのか。

まず指摘しなければならないのは、冷戦の文脈の中でインドシナ戦争を捉える際に、両国にとって重要となる脅威認識における差異である。すでに述べたように、アメリカ政府は、「ドミノ理論」と呼ばれる観念的な脅威

認識にとらわれていた。このような強迫観念にも似た脅威認識は、世界のいかなる地域における紛争も、自国の生存にかかわるほどの死活的重要性を持つかのような認識を産み出すという、効果を持つといえよう。その結果、紛争に対する積極的介入への誘惑が、その紛争の実際の重要性とは不釣り合いなほどに、大きくなることは、容易に推測できる。インドシナ戦争の継続に固執し、また軍事介入に傾倒したアメリカ政府の政策は、このような論理の中にとらわれた結果生まれたという側面を持っていたといえまいか。

一方、イギリス政府の場合、脅威認識はより現実的であったといえよう。この現実性は、逆説的であるが、イギリスが東南アジアに実際のな権益を有していたという事実起因する。すなわち、英領マラヤという具体的な権益を保有するイギリス政府は、インドシナ戦争の結果が自国の利益に及ぼす影響を具体的に計算できるのであり、また、マラヤにおける共産主義勢力との長年に渡る闘争という実際の経験は、観念論的脅威論にみられるような、際限なき敗退の心理ともいえる認識を、非現実的として排除する判断材料を与えたといえよう。そこには、

自国にとっての死活的利益と二次的利益との冷静な区別を行うだけの心理的余裕が生まれるともいえる。イギリス政府が、インドシナ戦争の拡大による世界大戦の勃発を恐れたのは、第三次世界大戦が起これば、ヨーロッパがその主戦場となることが明らかだからであり、インドシナという二次的利益しかもたない地域での紛争の拡大が自国の死活を決することの非合理性に、気付いていたからにほかならない。

さらに、米英のインドシナ政策の相違を決定付けたといえる今一つの要因は、これもまたすでに述べた、共産主義勢力との交渉の有効性に関する認識の相違であろう。アメリカ政府は、共産主義勢力と交渉を行うこと自体、冷戦のバランスシートにおけるマイナスとしてとらえていた。ここには、共産主義勢力との交渉は、何ら有効な解決をうまないという硬直した思考枠組が存在していたといえる。一方、イギリス政府は、イデオロギーに對立した勢力との間にも交渉による問題解決は、可能であるとの柔軟な認識を有していた。このような認識によって、外交政策が強く規定されている場合、自国と敵の双方にとって比較的重要性が低い問題の交渉による解決を

積み重ねてゆくことによって、徐々に信頼醸成が促進されうるともいえる。事実、チャーチルが提唱していた東西首脳会談は、このような、漸進的信頼醸成をねらったものであった。チャーチル自身の発想のなかには、インドシナ戦争の交渉による終結を、東西関係の緊張緩和というより大きな課題の達成への、予備的段階としてとらえる傾向がみえていたことは、注目に値しよう。

ところで、このような認識の相違は、なぜ生じたのか。筆者には、この重大でしかし困難な問題について論証を試みるための、能力もまた紙幅の余裕も与えられてはいない。しかし、あえて大胆な仮説を試みれば、イギリスという国家および国民による国際政治の歴史的経験とアメリカにおけるそれとの相違が、重要な役割を果たしているように思われる。長期に渡る複雑極まりないヨーロッパ国際政治の歴史的過程において、バランスシートとしての役割を自らに課してきたイギリスは、強迫観念型の脅威認識やイデオロギー的硬直性に彩られた交渉不可能性認識を、その対外政策の基調とすることは、あまりにも非現実的であったといえよう。一方、第二次世界大戦後に、本格的に国際政治の主要なアクターとして登場し、

またヨーロッパにおける勢力均衡外交に対して伝統的に背を向けて来たアメリカにおいては、そのような条件は存在していなかったといえる。その意味で、冷戦という一種のパワーポリティクスのなかで、冷戦期までのパワーポリティクスの歴史的経験の差異が、実は、インドシナ戦争の終結をめぐる米英の対立にかなりの程度反映していると言えるのではないか。⁽⁴²⁾

すでに述べたように、本稿は、依然として研究ノートの段階を出ないものである。今後、別稿にて、さらに仮説、検証作業をすすめなければならない。

(1) John Lewis Gaddis, *The Long Peace: Inquiries into the History of the Cold War* (Oxford: Oxford U. P., 1987)

(2) John Mearsheimer, 'Back to the future: instability in Europe after the cold war in *The Cold War And After: Prospects for Peace*, edited by Sean M. Lynn-Jones (Massachusetts: the MIT Press, 1991) pp. 142-193.

(3) 例えば、スタンレー・ホフマン (Stanley Hoffmann) は、*ミアシャイマーの論考*に対し、ヨーロッパにおける国際統合などにみられる組織化について、*ミアシャイマーは*

研究が足らなかつたという趣旨の、厳しく批判を与えてゐる。Stanley Hoffmann, 'A new world order and its troubles', *Foreign Affairs*, vol. 69, No. 4, Fall, 1990, pp. 115-122.

(4) 例えば、このちやうな見方として、拙稿「ソウォーポリティクスの変容と冷戦」嶋武彦編『講座 世紀間の世界政治』第五巻、第二章を参照。

(5) 例えば、Terry H. Anderson, *The United States, Great Britain, And The Cold War, 1944-47*, (London: Univ. of Missouri Press, 1981). Frazer Harbatt, *The Iron Curtain: Churchill, America and the Origins of the Cold War*, (Oxford: Oxford UP, 1986). Laurence Aaron & Martin Kitchen, *The Origins Of The Cold War In Comparative Perspective: American, British and Canadian Relations with the Soviet Union, 1941-48*, (London: Macmillan Press, 1988). John W. Young, 'Cold war and détente with Moscow' in *The Foreign Policy of Churchill's Peacetime Administration, 1951-1955*, edited by Young, (Leicester: Leicester UP, 1988). 細谷千博著『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、一九八四年。(6) 詳細は、細谷、前掲書を参照。(7) すでにインドシナ戦争については重要な先行業績が存在する。わが国では、たとえば、松岡完『ダレス外交とインドシナ』同文館、一九八八年。赤木完爾『ヴェトナム戦争の起源』慶応通信、一九九一年。なお、筆者は、一九八

四年に一橋大学大学院法学研究科へ『インドシナをめぐる米英の政策的対立 一九五二—一九五四』と題する修士号請求論文を提出したことがある。

(8) 一九五〇年代中葉における国際政治を概観したものとして、例えば、石井修『冷戦の『55年体制』日本国際政治学会編、『国際政治』第二〇〇号、有斐閣、一九九二年、三五—五三頁。拙稿、『日ソ国交回復の史的研究——戦後日ソ関係の起点、一九四五—一九五六』有斐閣、一九九三年、特に、終章を参照。

(9) The State Department of the United States, *Foreign Relations of the United States, (以後 FRUS と記す) 1952-54, XIII*, pp. 971-976.

(10) Anthony Eden, *The Memoir of Sir Anthony Eden: Full Circle*, (London, 1960) p. 88.

(11) James Cable, *The Geneva Conference Of 1954 On Indochina* (London: Macmillan, 1986)

(12) Eden, *op. cit.*, p. 87.

(13) *FRUS 1952-54, XIII*, pp. 90-91; FO Minute by W. D. Allen, 24 Feb. 1954, FO371 112047 DF1071/28, Public Record Office (以後 PRO と記す)

(14) Eden, *op. cit.*, p. 91.

(15) The Senator Gravel Edition, *The Pentagon Papers: the Defense Department History of United States Decisionmaking on Vietnam*, (Boston: Beacon Press, 1971), vol. 1, p. 91.

- (16) *FRUS 1952-54, XIII*, p. 951.
- (17) Eden, *op. cit.*, p. 87.
- (18) *Department of State Bulletin*, 12 April, 1954, pp. 539 f.
- (19) *FRUS, 1952-54, XIII*, pp. 1224-25.
- (20) *Ibid.*, pp. 1250-65.
- (21) *Ibid.*, p. 1255.
- (22) Eden, *op. cit.*, p. 91-92.
- (23) Victor Bator, *Vietnam—A Diplomatic Tragedy: the Origins of the United States Involvement*, (New York, 1965), Appendix I, p. 231.
- (24) *FRUS, 1952-54, XIII*, pp. 1286-7.
- (25) FO371 112051 DF1071/177G, PRO.
- (26) FO371 112052 DF1071/202G, PRO.
- (27) *FRUS, 1952-54, XIII*, pp. 1307-9; FO371 112054 DF 1071/252; FO371 112054 DF1071/268, PRO.
- (28) *FRUS, ibid.*, pp. 1313-5.
- (29) *Ibid.*, pp. 1374-5.
- (30) FO371 112056 DF1071/314G, PRO.
- (31) Eden, *op. cit.*, p. 103.
- (32) NYT 3 April, 1954.
- (33) Eden, *op. cit.*, p. 104.
- (34) John W. Young John W. Young, *op. cit.*, (注 (5)) を参照。
- (35) FO371 112056 DF1071/323, PRO.
- (36) *Command Papers*, 2834, Document No. 16, p. 67.
- (37) FO371 112055 DF1071/309G, PRO.
- (38) FO371 112057 DF1071/360G, PRO.
- (39) *Parliamentary Debates*, House of commons, 5th Ser., VOL. 526, pp. 1455-56, p. 1784.
- (40) *FRUS, op. cit.*, p. 1445.
- (41) *Ibid.*, p. 1430.
- (42) 前出拙稿「ニコ・ホリテイクスの変容と冷戦」。

謝辞

末筆となったが、大学院修士課程に入学以来、今日まで有賀先生には、言葉では言ひ尽くせなげほどの学恩を賜った。先生の退官記念号に掲載する論文としては、あまりにも恥ずかしいものであるが、今後を研鑽をつむばかりである。今後の先生の活躍と健康を祈念しつつ、筆を置きたる。

(一橋大学助教授)